

2025年役員選挙 全県役員（理事及び監事）の取扱いについて

1 理事会が必要に応じて定める「調整枠」について

役員選挙規程第7条3項の全県理事の候補者の定員区分のうち、理事会が必要に応じて定める「調整枠」は、「**当協会が役員として必要とする者**」とする。

2 「全県理事」及び「正会員による監事」の推薦候補者の選出について

総務委員会で協議し、調整枠の定員数 及び 推薦候補者を選出する。

（総務委員会は3月5日に開催し、4月2日の理事会で報告することとしたい。）

参 考

○定款

（役員の設置）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- （1） 理事 35名以上50名以内
- （2） 監事 3名以内

○役員選挙規程

（理事候補者の定員等）

第7条 理事候補者の定員区分は、地区と全県に分ける。候補者の数は理事会で定めることができる。

2 地区の候補者の定員は、地区毎に正会員10名までは1名とし、10名又はその端数を増す毎に1名を加えた数とする。地区の区分は別表に定める。

3 **全県の候補者の定員区分**は、医師会枠及び大学枠は各2名以内、県立病院枠及び市立病院枠は各1名とし、**調整枠は理事会が必要に応じて定める。**

4 前項の定員区分と別に外部理事を選任する。外部理事の候補者の定員は1名以上とする。

（監事候補者の定員等）

第8条 正会員による監事（以下「監事」という。）の候補者の定員は2名以内とする。

2 外部監事の候補者の定員は1名とする。